

三原運動公園指定管理者募集に係る質問事項への回答(令和8年10月2日)

No.	資料名等	項	項 目	質問の内容	回 答
1	募集要項	4	6 指定管理者が行う業務の内容	多目的広場に設置予定の電気錠（スマートロック）について、機器本体、予約システムとの連携部分及び通信機器等に係る保守・更新・故障修繕の費用負担区分をご教示ください。また、通信障害又は機器故障時に指定管理者に求められる対応内容をご教示ください。	電気錠（スマートロック）に係る保守・更新・故障修繕の費用負担は次のとおりです。 ・機器本体…保守・故障修繕は指定管理者の負担、更新は市の負担。 ・予約システムとの連携部分…機器本体に起因する部分の保守・故障修繕は指定管理者の負担、更新は市の負担。予約システム自体に関する部分の保守・更新・故障修繕は市又は予約システム保守会社の負担。 ・通信機器（モバイルインターネット端末）…保守・更新・故障修繕は指定管理者の負担。 また、通信障害又は機器故障時は、手動での門扉の開閉を行うとともに、電気錠の専門会社や予約システム保守会社と連携し、復旧作業を行ってください。
2	募集要項	4	8 指定管理料	指定期間中に最低賃金、人件費、電気料金、燃料費その他の物価が、市が示す収支見込みの前提を大幅に上回って上昇した場合、指定管理料の見直し又は協議の対象となる仕組みはありますか。ある場合は、その対象、判断基準及び手続をご教示ください。	募集要項P.19 別表6「責任分担表」において、「人件費、物品費等の物価変動に伴う経費の増」は指定管理者の負担としています。 ただし、指定管理者として指定された団体と締結する「三原運動公園の管理運営に関する協定」において、次の内容を規定する予定です。 「指定管理の実施期間内で、かつ協定締結の日から12か月を経過した後において、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動その他の事情により指定管理料に疑義が生じたと認められるときは、指定管理者は市に対して指定管理料の協議を求めることができる。ただし、賃金水準及び物価水準の変動については、実施期間中に一定の上昇があることを見込んだ上で指定管理料を算定している。」
		18	別表5 収支見込み		
3	募集要項	5	9 責任分担等	1件につき300千円未満の小規模修繕を指定管理者負担とする取扱いについて、同一設備で年度内に複数回の故障が生じた場合、経年劣化による故障、部品供給終了等により修理が困難で設備更新が必要となる場合及び緊急修繕の場合の費用負担の考え方をご教示ください。 また、各業務別仕様書において、設備の保守・点検・整備に伴う部品・消耗品の取替え等は指定管理者の負担とされていますが、経年劣化等により高額な部品交換が必要となった場合、当該交換費用を含む修繕費が1件300千円以上となるものは、市との協議対象になるとの理解でよいでしょうか。併せて、修繕と設備更新の判断基準及び費用負担の考え方をご教示ください。	①1件につき300千円未満の小規模修繕における責任分担の取り扱いは、次のとおりです。 ・同一設備で年度内に複数回の故障が発生した場合…当該設備内の修繕箇所や修繕原因が別であれば、その都度指定管理者の負担。 ・経年劣化による故障の場合…指定管理者の負担。 ・部品供給終了等により修理が困難で設備更新が必要となる場合…市と協議を行い、市が更新を検討。（更新する場合は市の負担） ・緊急修繕の場合…指定管理者の負担。ただし、募集要項P.19 別表6「責任分担表」で定める不可抗力に伴う施設、設備の復旧経費は市の負担。 ②設備の保守・点検・整備に伴う部品・消耗品の取替え等における当該費用負担については、お見込みのとおりです。 ③修繕及び設備更新の判断基準は、修繕が可能な場合は修繕とし、修繕不可能な場合は更新とします。また、費用負担については①のとおりです。
	業務仕様書	10～	各業務別仕様書		
4	募集要項	2	2 施設の概要	令和9年3月に人工芝化予定の多目的広場について、都市公園条例に定める利用料金は、人工芝化後も現行の料金区分及び上限額を適用するとの理解でよいでしょうか。また、人工芝化及び夜間照明設備の利用に伴い、利用料金の改定又は新たな料金区分（照明利用料金等）の設定を予定している場合は、その内容及び適用時期をご教示ください。	現在、多目的広場の人工芝化工事を行っています、完成後も多目的広場の使用料に変更はありません。 また、同工事における夜間照明設備の設置に伴い、三原市都市公園条例を改正し、夜間照明設備使用料を次のとおり設定します。なお、適用開始時期は令和9年4月1日利用分からです。 全面利用 30分までごとに300円 部分利用 30分までごとに150円
		4	7 利用料金制		